

○亀山市行政改革推進委員会条例

平成17年1月11日

条例第18号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素かつ効率的な行政システムを確立するため、亀山市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、市の行政改革の推進に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務財政部において処理する。

(平17条例184・平21条例29・平24条例36・平29条例
21・令3条例22・令5条例23・一部改正)

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月11日から施行する。

附 則 (平成17年12月28日条例第184号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月25日条例第29号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日条例第36号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月27日条例第21号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月21日条例第22号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月20日条例第23号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。